

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
名工建設(株)	中村区	平成18年5月24日から平成18年9月23日(4ヶ月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第8号 (競売入札妨害又は談合)	平成17年9月に実施された愛知県瀬戸市発注の下水管理設工の郵便入札において、特定の業者が有利な価格で落札できるよう画策したものととして一般役員等が名古屋地検特捜部に競売入札妨害の疑いで逮捕されたことによる。
中部土木(株)	名東区	同上	同上	同上
(株)沢田建設	瀬戸市	同上	同上	同上
(株)永井組	瀬戸市	平成18年5月24日から平成18年11月23日(6ヶ月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第7号 (競売入札妨害又は談合)	平成17年9月に実施された愛知県瀬戸市発注の下水管理設工の郵便入札において、特定の業者が有利な価格で落札できるよう画策したものととして代表役員等が名古屋地検特捜部に競売入札妨害の疑いで逮捕されたことによる。

(参考)

「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第7号及び第8号(競売入札妨害又は談合)

指名停止要件	期間
(競売入札妨害又は談合)	
7 有資格業者の代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内
8 有資格業者の一般役員等及び使用人が愛知県、岐阜県及び三重県の区域内において競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内